

長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 29 年（2017 年）8 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員（14 名）

山岸重幸委員（会長）、市村良三委員、鶴田敦子委員、古川雅文委員、有賀正典委員、縣美智子委員、草深邦子委員、徳嵩淳子委員、海野利子委員、小林妙子委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、笹広男委員、早川隆一委員

県側

長野県県民文化部長 青木弘、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 戸田智万、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 黒井秀彦、課長補佐兼相談啓発係長 菊池康文、中信消費生活センター所長 矢沢信二、南信消費生活センター所長 小池洋輔、東信消費生活センター所長 宮下善人 ほか

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

定刻になりましたので、ただいまから「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の黒井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして長野県県民文化部長青木部長よりご挨拶申し上げます。

【青木県民文化部長】

只今ご紹介いただきました県民文化部長の青木と申します。本日は大変お忙しい中、消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会にご出席を頂きましてありがとうございます。皆様は 8 月 7 日からの委嘱ということで本日の審議会が改選後初めての審議会となるわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

県におきましては、消費生活基本計画、消費者教育推進計画に基づきまして県民の皆さま方が安全安心な消費生活を送ることが出来ますよう、それまでの審議会でご熱心にご議論いただき、またその内容を施策にそれぞれ反映させていただいているところでございます。

ご案内のとおり、県の総合 5 か年計画、しあわせ信州創造プランが今年度をもって終了することから、新たな計画策定に向けて、広く県民の皆さま方からご意見を頂いているところであります。その総合 5 か年計画の個別計画として位置付けられている消費生活基本計画等も今年度で終了いたしますことから、第 2 次の計画策定について審議会の皆さま方に集中してご審議をお願いしているところでございます。来年 4 月からの計画

ということで、日程的には大変タイトな作業となりますが、安全安心な暮らしを目指しまして、現在の計画において十分達成できなかった部分はさらに力を入れさせていただくとともに、新たな取り組みを加えていきたいと考えているところでございます。また、消費者教育につきましても、県民が消費者被害に遭わないことや加害者とならないために若いうちからの消費者教育も大変重要だと考えております。

教育委員会におきましても、現在の教育振興基本計画が今年度で終了しますことから、次期計画を検討している最中でありまして、そちらの計画にも消費者教育という項目をしっかり盛り込むようお願いをしているところでございます。教育委員会とも連携しまして、ライフステージに応じた適切な消費者教育が推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

本日は限られた時間でございますので、県側からの説明はできるだけ手短かに簡潔にさせていただきます、委員の皆さまの忌憚のないご意見、ご指摘とご助言を頂ければと思っております。簡単ではございますが以上挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

本審議会は長野県消費生活条例第44条の規定によりまして設置された組織であります。また、当審議会の委員は長野県消費者教育推進地域協議会の委員も兼ねることとなっております。関係の規定につきましては、お手元に配布してございますのでご確認をお願いいたします。

次に挨拶にもありましたとおり、当審議会委員の改選についてご報告申し上げます。平成29年8月6日付けをもちまして第4期の委員の任期が満了いたしました。第5期15名の委員の皆様につきましては、お手元に配布してあります名簿のとおりでございます。

なお、本日、小川修一委員におかれましては、ご都合がつかず、欠席となっております。したがって、委員総数15名中14名の委員の皆様がご出席ですので、長野県消費生活条例第46条で準用する第28条第2項の規定並びに長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第6の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に県側の出席者については、委員名簿の裏側をご覧ください。

それでは会議事項(1)の当審議会の「会長の選任について」お諮りしたいと思います。当審議会の会長につきましては、長野県消費生活条例第40条で準用する第27条第1項の規定により、委員の互選となっております。

この件につきまして、ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【縣委員】

私は前期の途中から参加させていただいておりますが、お見受けしたところ委員の半

数の方が交代されているという状況ですので、第4期の審議会において会長をお務めいただいた山岸委員に会長をお受けいただければと思います。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

只今、縣委員から山岸委員を会長に推薦するというお話がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(拍手)

それでは、当審議会の会長は山岸委員にお願いするということで決定いたします。会長に就任されました山岸委員には、中央の会長席にご移動いただき、一言ご挨拶をお願いします。

【山岸会長】

多彩なご経歴をお持ちの委員の皆さま方を差し置きまして、私が会長に選任されることは甚だ僭越ではございますが、御指名いただきましたので、精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一言挨拶申し上げますと、本日消費生活審議会が始まるわけではありますが、県の青木部長をはじめとして多くの方にお出でいただき、特に青木部長におかれましてはご多忙中、本日の審議会においては最後までお時間をとっていただけるということで、今回の審議会の重要性を県も認識していただいているということかと思えます。多くの方々の意見をぜひ反映したいということの現れだと考えておりますので、皆さまのご協力のほどよろしくお願いいたします。今期の審議会につきましては、次期5か年計画の審議が中心ということになります。前回の計画策定時にも委員の皆様から様々なご意見を頂き、県には多くのことを反映して頂いたと認識しております。今回の審議会においても委員の皆様には活発な審議をしていただきますようお願いいたします。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

山岸会長、ありがとうございました。

当審議会では、職務代理者について、長野県消費生活条例第46条で準用する第27条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、職務代理者のご指名をお願いします。

【山岸会長】

それでは、私の会長の職務を代理する者として、鶴田委員を指名します。鶴田委員、よろしくお願いいたします。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

鶴田委員が職務代理者に指名されました。

それでは、会議事項の(2)に入ります前に、まず資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、次第にもありますとおり、資料1から資料7でございます。先日お送りしたもののほか、本日、平成28年度に作成した啓発資料等もお配りしています。

不足等ないか、ご確認をお願いします。

また、本日は8月ということで県ではサマーエコスタイルを推進しているため、上着を羽織っている方は遠慮なさらず脱いでいただくようお願い申し上げます。それから、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございます。発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時間でございますが、おおむね3時30分を予定しております。ご協力をお願いします。

それでは、これより会議事項に入ります。当審議会の議長につきましては、長野県消費生活条例第46条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

【山岸会長】

それでは、会議事項に入ります。当審議会の運営につきましては、お手元に配付の「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されることとなります。本日の会議に関して、報道の皆さんも含め、傍聴者の撮影・録音は、会長の許可を得ることとされており、従来と同様に許可いたしますので、ご了承願います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。この審議会は毎回非常に活発なご意見を皆様から頂いておりますので、本日も実り多い議論となりますようお願いいたします。

本日は、会議事項(2)の「長野県の消費生活基本計画について」の中で、知事から当審議会に諮問があります。それに関して事務局から説明をお願いします。

【暮らし安全・消費生活課 戸田課長】

当審議会の事務局を務めております県民文化部暮らし安全・消費生活課長の戸田智万と申します。第5期の委員の皆様方におかれましては大変お世話になりますがよろしくお願い申し上げます。

諮問に先立ちまして若干説明をさせていただきます。第2次長野県消費生活基本計画策定スケジュール(案)という資料をご覧ください。現在の長野県消費生活基本計画は平成26年度から平成29年度までの計画となっております。今年度をもって満了となりますことから第2次計画について当審議会に諮問させていただきたいと考えております。答申を頂いた上で県としての計画を策定してまいりたいと考えております。

(資料により第2次計画策定に係るスケジュールについて説明)

スケジュール等については以上となりますが、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは山岸会長へ青木部長から諮問させていただきたいと思えます。山岸会長は机の前へお出でください。

【青木県民文化部長】

それでは、第2次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画について諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山岸会長】

ただいま、知事から当審議会に対し第2次長野県消費生活基本計画、長野県消費者教育推進計画について、諮問されました。事務局は、諮問書の写しを各委員へ配付してください。先程事務局から説明がありましたとおり、本件については、11月まで継続して審議をすることといたします。

それでは、会議事項(3)「長野県の消費者行政の現状と課題について」、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料1～5により説明)

【山岸会長】

今の説明に関して、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

始めに、消費者教育で学校の実態について話題としたいと思えます。前回の審議会でも、消費者教育に取り組みたくても学校の先生方が非常に忙しく大変だというご意見があったように記憶しております。現実問題とすると中学・高校生の保護者は進学の問題に敏感になっていると思えますが、そのあたりについて有賀委員いかがでしょうか。

【有賀委員】

まず、家庭科という科目自体が受験科目ではないことと、家庭科という教科の中にも調理実習であるとかファッションであるとかいろいろな分野があります。昔は一般科目としての家庭総合といって週4時間授業があったのですが、今ではほとんどの学校で週2時間の家庭基礎というようになってしまっています。内容はほぼ同じではあるものの、週2時間になってしまったことからそれぞれの分野が薄くなってしまっています。一般科目としての家庭科の授業の中での消費に関することは非常に時間が足りず、さらに受験科目ではないため蔑ろになってしまいます。高校で教えられる消費者教育には政治経済、現代社会もあるのですが、受験科目にならない場合も多く、進学校などでは後回しになり、あまり取り上げられなくなってしまう。ただ、受験をあ

まり考えなくてもいいような学校の場合は力を入れてやっているところもあります。就職して社会に出る生徒が多いような学校では、3年生の卒業間際になってくると時間に余裕ができるため、司法書士の方に来ていただいて悪徳商法や労働問題について話をしてもらおうということを特別授業として行っているところもあります。先生が忙しいというよりも、授業科目として重要視されていないということが問題ではないかと思えます。

【山岸会長】

このご意見について、事務局いかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

今回のスケジュールにありましたように、学校に対して消費者教育に関するアンケートを行っております。実際にどのくらい授業時間がとられているのかということと、消費者教育を実施するうえでの課題について聞いております。結果についてですけれども、高校の場合は県内82校あるうちの66校、約80%から回答があり、そのうちの63.6%の学校が授業の配当時間の不足を課題として挙げており、この回答が一番多くなっております。続いて中学の場合ですが、授業時間の不足を課題として挙げた学校が83.3%と一番多くなっています。小学校については授業時間の不足を課題として挙げた学校は36.8%となっており、回答として三番目に多い回答であり、先生の研修機会が少ないであるとか適切な教材や指導方法が不足しているといった回答の方が多くなっています。

アンケート結果については後日、資料化したものを委員の皆様にはお送りいたします。

【山岸会長】

ありがとうございました。

【鶴田委員】

この場で消費者教育を重要だと議論していてもしょうがないといつも思っていました。長野県教育振興基本計画で教育全体をどうするのかということは今話し合っているのだと思いますが、それが途中経過としてどうなっているのかインターネットで調べてみたのですが、私の感覚で言いますと、文部科学省の学習指導要領も変わりましたし、学び方も変わりましたし、それを否定するわけではないのですが、それに沿ってやっという傾向だなと感じました。ただ、国が今やろうとしている教育の中では、もちろん文部科学省は消費者教育推進を掲げていますが、消費者教育は大きな流れにはなっていません。私は次期学習指導要領の審議会にほとんど傍聴に行かせていただいておりますが、そこでは家庭科の話はほとんどゼロです。実学的なあるい

は学力とは縁遠いものには日が当たっていないのです。ここで消費者教育が重要だとか経済教育が重要だとか言っている、それがどのように長野県の教育全体に反映されるのかが気がかりでした。例えば、文武両道で行くとか一つの教育のイメージを語る時に、私は、学校でやる勉強と、生活力というか生活学というか文字通りの生きる力について日常の生活に向き合える実学的生きた教養といったものを長野県は大事にするという言葉があれば、それを転換剤に各学校は消費者教育や環境問題について言われなくても取り組んでいくと思います。「生活」の一言でもあればいいなと思いつながら見ていましたが、その取っ掛かりとしての言葉が見当たらないんですよ。出前講座を始め消費生活全体の予算も減ってきているので、ここだけでやるのであれば、教育委員会のリーダーの方たちとどのようにコミュニケーションをとるのか方針を決めないといけません。県全体として消費者教育をどのように大事にしていくのかという議論を教育委員会とやる方がいいと思います。生きた勉強や現代社会に対応した勉強も大事だということで、教育振興基本計画にそういった言葉を盛り込んでいく骨のある議論をお願いしたいです。

【教学指導課 柳沢忠男指導主事】

まず、5月の審議会において、高等学校における金融学習の事についてどのような取組があるか、また、先生の研修についてもどのようなものがあるかお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。いろんな部分でまだまだというところではありますが、金融学習の事例としまして研究指定校というものを設け、平成28年は飯山、松代、飯田、豊科高等学校を、今年度は豊科高等学校、穂高商業高等学校の2校を指定して学んでいます。この成果は、全県の学校に周知してまいりたいと考えております。特に、家庭科以外の部分でも社会科、商業科目等を含めて中学校までに学んだ部分できちんとした消費者にしたいという思いもありますので、それに触れている状況です。ただ、学習の濃淡が問題になってきますが、基本的には「賢い生活者にする」という総合的な力という意味で、本県では「信州学」というかたちで地元の題材、地元の課題をテーマに自分達の今後を考えたり、行政に提案していこうという学びもしております。新しい学びのかたちの中で消費について、また現代社会における問題について子供達に調べさせ、発展的な学習に繋げていくことが、金融学習を含めた学習の現状です。「信州学」というのは民俗学ではなく、地元のことを学びながら商工や文化を含めた産業界等の問題、行政等の問題も考え、消費者、生活者として成長をするということを学ばせております。また、教員の育成につきましては、総合教育センターにおいて毎年講座を設けております。特に家庭科の先生方は、全県の教育課程を考える際の協議会の中でも研修テーマとして扱われている。様々な意味で、骨太に、賢い消費者になれるような指導を引き続きしてまいりたいと考えております。なかなか現実的に触れられる機会は少ないのですが、いろいろな意味で欠けてはならない分野だと認識しておりますので、引き続きご意見、ご提言をいただきたいと思います。

【山岸会長】

今のお話を聞きながら思ったのですが、被害救済の啓発をやっていると、人を疑うことをしなきゃいけないですね。やさしいことを言っている、本当なのだろうか、嘘なんじゃないか、騙されているんじゃないか、と人を疑うことがとても大事になってきます。裏を返すと、どういう時に人を信じていいかという問題が出てきます。よくよく考えると、学校では人を疑えと教えられた記憶がありません。世の中にでるといろいろあるのだ、ということがとても大事だったりします。良いことを教えるのは当然なのですが、消費者教育の中では影の部分も教えていただけないのかなと思っています。

【小林委員】

今、お話のあった、「人を疑う」という部分ですが、小学校ではあいさつ運動をよくやっています。人に会ったらあいさつしようね、と教えています。でも、後に人がついてきたら走って逃げなさい、という教育もします。知らない人に道を聞かれても逃げなさいと教えています。そういう部分では反対のことも教えています。

あと、資料を見ると特殊詐欺が多いですね。テレビを見てもやっていることがありますが、捕まる子達、いわゆる受け子と言われる若い子達は、使い捨てとか使い回しだと聞きます。その子達は、単純に目の前のお金が欲しくてそのようなことに手を貸してしまうのだと思います。それが悪い事かどうか分からないようです。やはり高校ではもちろんですが、もっと小さい小中学校のうちから、良い事、悪い事を、その意味も含めて教えてほしいです。そこで、県はぜひ私達のようなPTAの組織を活用してもらいたいと思います。PTAという組織は小中高どこも講演会をたくさん企画しています。県からこういう講演会をしてくれと要請していただければ、学習する機会を設けることは可能です。ただ、PTAは予算がありませんので、県から講師派遣をしていただけると、より協力しやすくなりますのでよろしくお願いいたします。

【青木県民文化部長】

これからの県の姿として「学びの県」でありたい、という構想があります。「教育県」と言われることが多いのですが、子供の頃だけでなく、生涯を通じた学びというものが我々の日頃の行動のためになる、ということから「学び」ということを進めたい。しかしながら、公的な機関だけでは難しいところがあるので、PTA組織の皆様方とも連携をしながら進められたらありがたいです。また、先生だけでなくサポーターという存在もありますが、教育を全部先生やサポーターにお願いということではなく、こういったことならお願いできるのかということも検証しながら「学び」をどう展開していくかが大きな課題になってくると思います。

また、鶴田委員からお話があり、教育委員会からもお話させていただきましたが、どうやって子供達に「生きる力」をつけていくかということは、とても大事なテーマだと

考えております。消費者、生活者としての力を、長野県らしさ、自然、地縁という中でどう育んでいくかということも、教育委員会と一緒に県民文化部でも考えていくテーマだと考えております。骨太になるような、根幹になるようなものをどう位置付けるかということは、今少し考えさせていただきたいと思っておりますし、教育振興計画の中でも、「生きる力」を念頭におきながら策定されると思います。ありがとうございました。

【山岸会長】

それでは、次の会議事項3(4)の第2次長野県消費生活基本計画等について事務局より説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料6～7により説明)

【山岸会長】

今の説明に関して、県の現時点の次期基本計画に関する考え方ということでしたが、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

新たなものとしてエシカル消費というキーワードが出ましたが、事業者である委員の方々のご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【笹委員】

理念としては、よくわかります。ただ、日常的な日用雑貨、生活必需品を販売する立場とすると、どうしても1円でも安いもの、グレードが下がったとしても安いものを選択されるお客様はいらっしゃいます。そこで、社内で、どのようにしたらよいかという議論になることがあります。今は、安全安心を強く求められますので、安かろう悪かろうという製品は扱いません。良いものをより安く、という時代です。その中で、お客様が選びやすいようグレードをいくつかご用意し、提供しているという状況です。ですから、現実を見た場合、お客様の選択肢を広げるためには、多様な商品をご用意する、という考え方になります。

【山岸会長】

現実としては、なかなか難しいところがあるということですね。

【笹委員】

高級なものを扱う事業者さんでは、また違う面もあると思いますが。

【山岸会長】

流通事業のお立場として、倉田委員も何かご意見いかがでしょう。

【倉田委員】

エシカル消費という言葉は、あまり馴染みがないと思います。この言葉だけが独り歩きしてしまう、これがまず先にある、ということは難しいのかなと思います。有機栽培、無農薬がいいということになりましても、全ての方がこの考え方で行動できるわけでは無いと思います。皆さんそれぞれ生活が違いますので、家計全体の中でリーズナブルなものを購入するというお客様もたくさんいらっしゃいます。それは、お客様が判断されることでありますので、この言葉だけが先行してしまうと、買う側も、売る側も困ってしまうということがあろうかと思えます。

例えば、カシミアのセーターは3千円、1万円と様々ありますが、その価格による差は絶対にあります。そこで、お客様になぜその差が出てくるのかということをお伝えするための知識を常に学習しております。その差をお伝えしご理解いただいて、最終的に商品を選択されるのはお客様ですので、言葉の独り歩きは、どのような影響があるのかなど、説明をお聞きしながら考えていたところです。

【山岸会長】

消費者団体としてはいかがでしょうか。

【徳嵩委員】

やはりエシカルという言葉は、最近話題になってきたところで、いろいろな集まりでも知らない方がほとんどというのが現状だと思います。どういうところからきた名前なのかもわかりませんし、カタカナということで馴染みも無いという受け止めだと思います。しかし、そうはいつでも未来の環境のことなので、どうしても置き去りにできない問題になってくると思います。なので、こういう商品がある、こういう消費の仕方があるということを知らせていく必要はあるのではないかと感じています。それが、商品購入行動に繋がるかどうかということは、これから先、長い時間をかけて取り組んでいくことではないでしょうか。製造していく事業者も消費をする消費者も、同様に将来のことを考えて作る、使うという発想を持つということでエシカル消費という言葉を広げていく必要はあると思います。購入する、しないは、次の段階なのかなと思います。消費者の集まりでこの話が出ると、重要な問題だよ、という意見、感想がたくさん出てきます。なので、この問題はきちんとおさえておかなければいけないのではないかと思います。ただ、収入の格差というものがある中で、こだわった商品をみんなが購入できるかということ、そうではない方もいるということをおきながら知らせていくという必要はあると思います。

【高木委員】

私も、エシカルという言葉はあまり馴染みがないです。ただ、こういう消費行動が発展途上国の生活に力を与えるということは理解できるし必要なことだと思うし、やっていった方が良いということはわかります。ただ、商品がどういった経路、流通で日本に入ってきたのかということがわからないものが多いのではないのでしょうか。自分の消費行動が、本当に社会の役に立つのかということがわかることも必要だと思います。農産物、果物とか、地産地消という生産者の顔が見える商品はけっこう広がっていて定着してきていると思います。生産者も流通のルートというものを見えるようにしていただいた方がよいと思います。

【縣委員】

私達の団体でも学習を始めたばかりなのですが、先日SDGsの学習会に参加いたしました。そこで学習した内容ではミレニアム開発目標というのがあって、2015年に最終年度を迎えました。発展途上国の支援が目標だったのですが、そもそも発展途上国の支援は世界中で考えなければいけない問題であるということで、それを継承したSDGsが国連で採択されたとのことでした。その中の消費のひとつとしてエシカル消費というものがあるということだったと思います。エシカル消費は、消費の仕方のひとつであり、それが直接海外の支援になることばかりが大きな目標ではないと捉えています。環境に配慮して食品を残さないことや、例えば松本市の3010運動の取組であったり、今日消費する食品を買う時は、スーパーの陳列棚の後ろの方ではなく前の方の消費期限の短いものや、おつとめ品のような値引きになったものから買うとか、まずはそういったことから消費者が係わっていくということがエシカル消費につながるのだと思います。やはり言葉だけ聞くと難しいと思ってしまいますが、日常と関連付けてお知らせしていくことが大事だと思いました。

【山岸会長】

ありがとうございました。エシカルという言葉だけでは難しいというお話がありました。確かに、標語はあった方が施策は進めやすいと思いますが、皆さんがおっしゃるように一人ひとりの生活のレベルが違う中で、具体的に何をしたらいいのかということも広すぎて伝わりにくいと思います。縣委員がおっしゃったように3010運動や消費期限が短いものから購入、消費しようという食品ロスの方から呼びかけることが県民にとってはわかりやすいのではないかと思います。ぜひ具体的な取組のイメージが描けるような施策にしていく必要があるのではないかと思います。

【鶴田委員】

エシカル消費に取り組むということで、苦勞されて「長野県版」とつけられたのだと思いますが、世界的に取り組む消費者問題として強制力を持って進められるとしたら抵

抗を感じます。こういう考え方があるという考え方は否定しませんが、この審議会でお聞きする限りでも一般的でない言葉です。学校の家庭科でも、安全安心な商品を買いたししょうと教えていますが、それは無農薬や有機栽培を買いたししょうということとは違います。無農薬はどのような良さがあるか、農薬を使うことはどのような問題があるかということを知ることは重要なだけけれど、無農薬を買いたししょうという消費行動を行政が指導するということは違うと思います。子供の頃に、食品添加物はよくないと教えられても、大人になればそういったものも買わざるを得ないです。消費者の権利と責任ということをお学校で教える中で消費というのは様々な方向がありますと教えますが、こういう方向がいいですよ、というふうには教えない。選択する権利は消費者にあって、行政が示すことではないと思います。「長野県版」というのは、非常に苦しんで編み出したことだと思えますが、長野県としては「エシカル消費」をこういうふうを考えるのだということをお積極的に出した方がよいのではないかと思います。自分の消費が他人に負を与えない、環境にも負を与えない、そういう行動スタイルは「地域」にあると思えます。エシカルな消費だけでなく、エシカルな生産も必要ですね。地域で、地域の環境保全に繋がる生産をし、それを購入することが自分にも利益があるという流れを、長野県として捉えるエシカル消費と言うのです、と言ってもよいと思えます。自分で責任を持った選択をするのだということをおしっかり教えつつ、流通のスタイルも教えたり考えたりしていかないといけないと思えます。

【青木県民文化部長】

ありがとうございます。エシカル消費という言葉自体が定着していないというご意見はごもっともでございます。私どももしっかり内容を認識して使い始めたのも今年度に入ってからです。地産地消、地産地消という取組の中で、県産材を利用いたししょうという具体的な発信もしてきました。松本市の3010の取組例もありましたが、県では地元のお酒で乾杯いたししょうという条例まで作って取り組んでいる運動もございます。実は、長野県版エシカル消費というのは、実際問題どう具体化して進めていくか悩んでいるのが正直なところでございます。これに代わる言葉を長野県で作ったとしても、それはどういったことなのかということも含めて広めていくことはさらに難しいのかなということでもあります。エシカル消費の考え方は、長野県の消費者行政の中で位置づけていく必要はあろうかと考えておりますが、委員の皆様方からご意見をいただきましたので、もう一度整理をしていきたいと考えております。また、ここでは生産の話が無いというご指摘もいただきました。県庁の中では、課題として話が出ておりますが、それはもっと大きな視点で、長期的な姿を考えながらの話になります。県内の企業は、最終的な製品、商品としての生産をしているところは多くないのが実態であります。農産物はあるのですがその他はあまりございません。エシカル消費と対になる生産の部分をどうするかは考えていかなければいけない大きなことです。段階をふみながら長野県として進めていくよう考えていきたいと思えます。本日だけでなく次回も含め、引き続きご意見を

いただきたいと存じます。

【山岸会長】

資料7の「(仮称)食品製造業振興ビジョン」というのは、こういった内容なのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

これは仮称と言うことで、まだ具体的な話は詰まっていない状況で確定した内容をお話しできないのですが、中でも食品の消費喚起の部分で、こちらの消費者行政と連携してできることがあるのではないかとということで記載しております。担当部との打合せが進み次第、またご説明させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

【山岸会長】

消費生活センターの人口カバー率100%という目標がありますが、前期の委員でいらした高山村前村長の久保田委員から、町村の実態をいろいろお聞きしたこともありました。小布施町長の市村委員からもご意見をぜひお願いいたします。

【市村委員】

第2次消費生活基本計画というのは県民文化部としてのものでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

部の計画ではなく、県全体の消費生活に関する計画になります。担当主管部局としては、県民文化部が担当になります。

【市村委員】

先ほど鶴田委員からもお話がありました。消費者教育といえども学校教育からやらないと難しいでしょう、ということであれば、教育委員会とももう少し横軸で繋がって作らないと難しいと思います。次期総合5か年計画において、そういう懐積りでいらっしゃるでしょう。小布施の幹線道路をめぐっては、建設部だけでなく環境部の力も借りながらやっておられるし、この消費生活基本計画も他部局で協力されることと思います。

私も同じ自治体の立場として思うことは、やはり具体的にどうやっていくのかが重要であるということです。実施をする前に、どうやって広報、伝達していくかが非常に難しい。なかなか伝わらない。私どもは町報という紙媒体や、文書を出します。ホームページでも広報しますが、高齢者の方からはホームページとは何なの、というご意見もいただくことがある。ネット系の情報伝達が進む中で、どうやっていくか、とても難しい。ぜひ、この審議会でも、その伝達方法、周知方法等も議論した方がよいと思います。ちなみに、私どもでは、消費生活センターが無いという問題はあるのですがどこの家にも

行政防災無線というものが必ずあります。そこで朝昼晩とニュースを流しますが、これでも伝わらないことがある。しかし、緊急のことなら伝わる。「お隣の須坂や中野でこういう特殊詐欺の被害が増えている」という具体的なことになる、ちゃんと伝わる。「残念ながら認知症の方が行方不明です」という情報はちゃんと伝わり、地域を見回りしてくれる。そういうことはあります。これから、どんどん高齢化していく中でコミュニティーが崩壊していくことが怖いのですが、教育委員会等と連携をしたり、またこの審議会での議論のような高度な内容を伝えていく方法もぜひ議論していただきたいと思います。

また、学校教育において、小林委員からPTAとの連携を、というお話がありました。モデル学校でやる、ということはやめた方がいいと思います。やるならどういう方法でもよいので全部の学校でやった方がよいと思います。すべての学校にはPTAという組織があります。協力しながら30分でもよいから消費者教育は全ての学校でやった方が効果は必ずあると思います。

【青木県民文化部長】

ありがとうございます。県行政の中では、どうやって県の考え方等を県民の皆様にお願いをし伝達していくかが、とても悩ましいひとつの課題でございます。小さな顔が見える単位をどうやって大事に機能させていくかが難しい問題でございます。やはり県という組織だけでは難しいのですが、出前講座のようなもので直接職員が皆様のお顔を拝見しながらお伝えするというのもできないわけではありません。時間はかかるかもしれませんが、例えばエシカル消費のような考え方をPTAのみなさんと連携したりすることで広める、ということも検討していきたいと思います。皆様に、丁寧にご説明していくという視点が必要だと感じます。

【山岸会長】

最重点目標の特殊詐欺認知件数の目標が29年度までに90件ということですが、これについて、銀行協会として何かございますでしょうか。

【早川委員】

この件について費用対効果を考えた上で、これ以上大きく件数が減るようなことは難しいのではないかと感じています。盛んに高齢者の会に警察に来ていただき人形劇をやったり注意喚起をしていただいておりますが、それでも騙されてしまう方はいます。特殊詐欺対策は今までどおり続けた上で、これからは子供達、未成年への消費者教育に力を入れ進めていただきたいと思います。

【山岸会長】

ご指摘のとおり、なかなか被害を減らすことは難しいと思いますが、引き続き啓発していただきたいと思います。

資料7で「(仮) 自転車条例」の記載もあります。これについて御説明をお願いいたします。

【青木部長】

エシカル消費を進める中で、様々な連携ができる可能性のものを列記しております。仮称ということですが、自転車利用促進の中で保険の扱いをどうするかという問題もあります。加入義務、努力義務ということで県民の皆様の意見が割れている状況です。また、レンタル事業者の皆様方が保険加入に対してどのようなお考えなのか、検証しなければいけない問題が多々ございます。消費者の観点からは離れてしましますが、自転車を利用した地域振興という課題もあります。国も法律を作り新たな計画作りをするという話もありまして、地方としても国と連動して施策を進めた方が効果的であろうということもあります。あえて、ここに入れさせていただいたのは、保険、金融商品として消費者の選択もあるのかなという部分で記載させていただきました。

資料7は、現在検討中のものもあるわけですが、連携できそうな部分の洗い出しとして横串を通す形で相互に検討をしていくということですのでご理解をいただきたいと思っております。

【草深委員】

民生委員児童委員の立場からしますと、特殊詐欺に関する対策は、これ以上減らなくても、周知は続けていただきたいと思っております。手口をいろいろ伝えても「どうして信じちゃったの」ということもあります。その場になればうまく騙されてしまいます。いろいろな会合をとらえて、消費生活サポーターの方や、詳しい方に一言でも二言でもよいので伝えていただきたいと思っております。小さな輪が繋がって大きな輪になるということもありますので、続けていただくようよろしくお願いいたします。高齢者には、くどいほど伝えていただき1件でも被害が減るようお願いしたいです。

また、高齢者の見守りネットワークについては市町村や地区によっていろいろな事情があるので一斉にということは難しいと思っております。昔でいう隣組制度もなくなっているところもありますが、栄村の災害でも一人も死者が出なかったのは声を掛け合った成果だということもあるようですから、少しずつでも構築されていくとよいと思っております。

【小林委員】

県のPTAでは、総合補助制度というものがあります。家族を含めて自転車事故を含む事故に対する補償をするものがあります。各家庭に案内を配付し周知しています。小中学校の子供さんがいるご家庭は、それを利用していただくのもよいかと思われました。

【海野委員】

資料7の環境基本計画の中にレジ袋の削減がありますが、引き続き県として取り組ん

でいただきたいと思います。

【縣委員】

ACEプロジェクトの中に、健康に配慮した商品の購入とありますが、減塩の取組は分かりますが、健康によい具体的な食材の提示は難しいと思うのですが、こういったことで配慮した商品としているのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

健康に良い商品、食品の基準を設けて推奨するものではなく、県民一人ひとりがご自分の健康について考え、A（アクション）動いて、C（チェック）健診をし、E（イート）食べものに気をつける、というACE（エース）プロジェクトという取組について、自分にやさしいという取組として消費の中でも意識することが考えられるのかなということであげてあります。

【健康増進課 吉川課長補佐兼食育・栄養係長】

ACEプロジェクトの健康に配慮した商品ということですが、信州ACEプロジェクトではE（イート）ということで健康に食べるという中で、減塩で野菜たっぷりということをお勧めしています。信州ACE弁当ということで県で定めた基準で作ったお弁当があります。エネルギーが500キロカロリーから700キロカロリー程度、野菜は140g以上、塩分（食塩）が飲食店の場合は4g未満、お弁当の場合は3g未満ということで、それぞれに合ったものを登録しています。それが健康に配慮した商品のうちのひとつということで健康福祉部は理解しております。それだけでなく、この趣旨に沿ったお弁当であったり食品であれば、健康に配慮した商品と言えるかと思います。

【山岸会長】

みなさんありがとうございました。今後もっと深いご意見は次回10月11日になろうかと思います。その際にも、本日のような活発なご意見をお願いしたいと思います。

以上で会議事項は全て終了いたしましたので議事を終了させていただきたいと思います。

次回の前に9月20日（水）13：30から消費者団体との意見交換会も計画されているようですので、ご都合がつく委員の皆様はご出席をお願いいたします。

それではマイクを事務局にお返しします。

【青木県民文化部長】

長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。委員の皆様は、代わられたばかりでいらっしゃり、緊張される部分もあったかと存じますが、次回もたくさんのご意見を頂戴したいと思います。

お話の中で少しありました自転車条例での保険の関係ですが、全国では9千万円の損害賠償を求められた事案もございました。自転車といってもなかなか大きなリスクを抱えている部分もでてきたということで、そればかりでなく消費の中にもいろいろ時代の流れもございます。

いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第2次消費生活基本計画等の策定に反映してまいりたいと考えております。

長時間にわたり、ありがとうございました。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。